

備考

より合戦二十一年月と記載す
四、事件土地に対する小作料毎半年
廿二年五月一日より自止と納
入すこと、他は此等小作料其他
天候等正當の理由あり三月末
日迄延期す

五、小作期期中天災地妻其他不可抗力
に依り減収の場合之が割引額は
就ては相手方小作人日録入宗地主
に對し立合と本家の双方立合の割引
額の協定を存す可く、此等天災
無断録入后の割引額を自存すを得
ず、但地主に於て止当の理由存し立合
共に應じざる時付此の限りは非す

六、小作人等其地主等に無断に事件
土地と他と轉貸等存せしむること但
小作人等の家族中徴収するの旨
又は出征し親族へ轉貸する場合
新に甲と行し事件調停條項に準
ずること

七、小作人等止当の理由日と期日迄現況
の小作料及滞納金額未と納入
せしむ時は滞納金額未、残額全部
一時に支拂ひ且即時事件土地を
地主に返還すること

八、本件調停條項の期間と昭和七年度
より向小と年同とす、他は此の期間
を更新することと仰